

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和04年09月15日

計画の名称	鈴鹿市における生活環境の向上（重点計画）												
計画の期間	平成30年度～令和04年度（5年間）								重点配分対象の該当	○			
交付対象	鈴鹿市												
計画の目標	下水道整備をすることにより、自然環境を保全するとともに、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な生活環境を創造する。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	4,354	A	4,354	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H30当初)	中間目標値	最終目標値 (R4末)
1	下水道処理人口普及率を56.4%（H30）から62.1%（R4）に増加させる。 下水道処理人口普及率 = 下水道を利用できる人口（人）/総人口（人）	56%	%	62%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H30	H31	R02	R03	R04				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
下水道事業	A07-001	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	鈴鹿北部処理分区(未普及解消)	面整備 A=39.27ha	鈴鹿市						787	1.8	-	
		1人当たりの整備費60万円以下																		
	A07-002	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	鈴鹿西部処理分区(未普及解消)	面整備 A=12.55ha	鈴鹿市							376	1.8	-
		1人当たりの整備費60万円以下																		
	A07-003	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	鈴鹿西部処理分区(西部汚水幹線)(未普及解消)	污水管 =250~300mm L=451.8m	鈴鹿市							214	1.8	-
		1人当たりの整備費60万円以下																		
A07-004	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	鈴鹿南部処理分区(未普及解消)	面整備 A=27.07ha	鈴鹿市							587	1.8	-	
	1人当たりの整備費60万円以下																			
A07-005	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	鈴鹿南部処理分区(稲生汚水幹線ほか)(未普及解消)	污水管 =300~400mm L=1668.9m	鈴鹿市							725	1.8	-	
	1人当たりの整備費60万円以下																			
A07-006	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	玉垣処理分区(未普及解消)	面整備 A=29.82ha	鈴鹿市							471	1.8	-	
	1人当たりの整備費60万円以下																			

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H30	H31	R02	R03	R04				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
下水道事業	A07-007	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	野町処理分区(野町汚水幹線)(未普及解消)	汚水管 =250mm L=94.8m	鈴鹿市						44	1.8	-	
		1人当たりの整備費60万円以下																		
	A07-008	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	野町処理分区(未普及解消)	面整備 A=30.79ha	鈴鹿市							569	1.8	-
		1人当たりの整備費60万円以下																		
	A07-009	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	若松処理分区(未普及解消)	面整備 A=2.91ha	鈴鹿市							6	1.8	-
		1人当たりの整備費60万円以下																		
	A07-010	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	旭ヶ丘処理分区(未普及解消)	面整備 A=9.34ha	鈴鹿市							194	1.8	-
		1人当たりの整備費60万円以下																		
	A07-011	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	小田処理分区(未普及解消)	面整備 A=8.67ha	鈴鹿市							74	1.8	-
		1人当たりの整備費60万円以下																		
	A07-012	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	小田処理分区(小田汚水幹線)(未普及解消)	汚水管 =200~250mm L=403m	鈴鹿市							43	1.8	-
		1人当たりの整備費60万円以下																		

A 基幹事業																				
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容(延長・面積等)	市区町村名/港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	費用便益比	個別施設計画策定状況	
												H30	H31	R02	R03	R04				
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
下水道事業	A07-013	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	一ノ宮処理分区(未普及解消)	面整備 A=1.93ha	鈴鹿市						19	1.8	-	
		1人当たりの整備費60万円以下																		
	A07-014	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	ポンプ場	新設	南部汚水中継ポンプ場ポンプ増設工事(未普及解消)	ポンプ1基(250×7.8m ³ /min), 圧送管 300 L=150.0m	鈴鹿市						193	1.8	-	
		1人当たりの整備費60万円以下																		
下水道事業	A07-015	下水道	一般	鈴鹿市	直接	鈴鹿市	管渠(汚水)	新設	鈴鹿北部処理分区(牧田汚水幹線ほか)(未普及解消)	汚水管 =150~200mm L=710m	鈴鹿市						52	1.8	-	
		1人当たりの整備費60万円以下																		
												小計						4,354		
											合計							4,354		

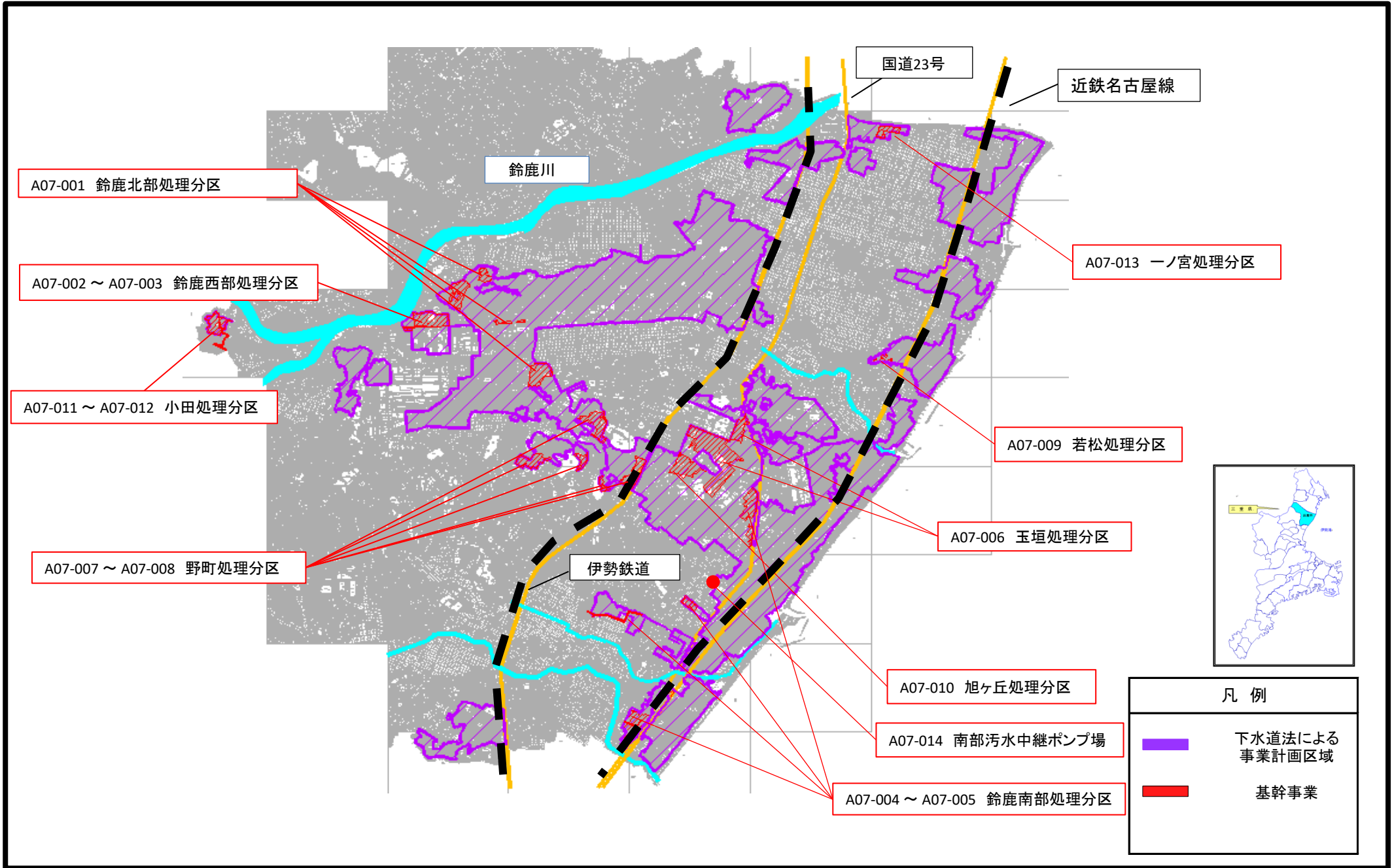
交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H30	H31	R02	R03	
配分額 (a)	345	351	396	417	
計画別流用増 減額 (b)	5	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	350	351	396	417	
前年度からの繰越額 (d)	0	143	171	156	
支払済額 (e)	207	323	411	354	
翌年度繰越額 (f)	143	171	156	219	
うち未契約繰越額(g)	0	18	101	101	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	3.64	17.81	17.62	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由			関係機関との協議に時間を要した為	関係機関との協議に時間を要した為	

図面（社会資本整備総合交付金）

計画の名称	鈴鹿市における生活環境の向上（重点計画）		
計画の期間	平成30年度 ～ 令和4年度（5年間）	交付対象	三重県鈴鹿市



事前評価チェックシート

計画の名称： 鈴鹿市における生活環境の向上（重点計画）

事前評価	チェック欄
I. 目標の妥当性 基本方針・上位計画等との適合等	
I. 目標の妥当性 1) 上位計画と適合している。	○
I. 目標の妥当性 2) 流域関連鈴鹿市公共下水道事業計画と適合している。	○
I. 目標の妥当性 3) 関連する他事業の計画と適合している。	○
I. 目標の妥当性 4) 各種事業計画が策定され、適合している。	○
I. 目標の妥当性 5) 各種法令（都市計画法、下水道法等）を遵守している。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応	
I. 目標の妥当性 地域の課題と整備計画の目標の整合が図られている。	○
II. 計画の効果・効率性 整備計画の目標と定量式指標の整合性	
II. 計画の効果・効率性 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 3) 指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果	
II. 計画の効果・効率性 1) 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 2) 他の事業との連携等による相乗効果が得られるものとなっている。	○

